

令和3年6月1日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

諸手当に関する手引（児童手当）の一部改正について

児童手当法施行令が一部改正されたことを考慮して、「諸手当に関する手引（児童手当）」を別紙のとおり改正し、令和3年6月の児童手当から適用します。

つきましては、貴管内の各小中学校等に周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 令和3年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定に当たり、所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。以下同じ。）を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額を用いることとすること。
- 2 令和3年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定に当たっては、改正後の所得税法に基づき、次の金額を控除するものとする。こと。
 - （1）前年の合計所得金額が500万円以下であって、ひとり親に該当しない寡婦については27万円
 - （2）前年の合計所得金額が500万円以下であるひとり親については35万円

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

児 童 手 当

新

(3) 所得額の計算及び所得制限限度額

(ア) 所得額の計算

法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る下記①に掲げる所得の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

ただし、当該市町村民税について下記②左欄に掲げる控除を受けた者は、同右欄に掲げる額を上記により計算した額から控除する。

【所得額の計算式】

法第5条第1項に規定する所得の額 = ①に掲げる金額の合計 - 8万円 - ②に掲げる控除額

①	②	
地方税法に規定する ・総所得金額(※) ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所	地方税法に規定する ・雑損控除	当該控除額
	・医療費控除	
	・小規模企業共済等掛金控除	
	・障害者控除	27万円(1人につき)
	・特別障害者控除	40万円(1人につき)
	・寡婦控除	27万円

旧

(3) 所得額の計算及び所得制限限度額

(ア) 所得額の計算

法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る下記①に掲げる所得の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

ただし、当該市町村民税について下記②左欄に掲げる控除を受けた者は、同右欄に掲げる額を上記により計算した額から控除する。

【所得額の計算式】

法第5条第1項に規定する所得の額 = ①に掲げる金額の合計 - 8万円 - ②に掲げる控除額

①	②	
地方税法に規定する ・総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所	地方税法に規定する ・雑損控除	当該控除額
	・医療費控除	
	・小規模企業共済等掛金控除	
	・障害者控除	27万円(1人につき)
	・特別障害者控除	40万円(1人につき)
	・寡婦(夫)控除 〔地方税法第314〕	27万円 (35万円)

児 童 手 当

	得等の金額				得等の金額		
	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に規定する	・ひとり親控除	35 万円		租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に規定する	条の2第3項の規定に該当	
	・条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の金額	・勤労学生控除	27 万円		・条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の金額	・勤労学生控除	27 万円
※ 給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。以下同じ。）を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から 10 万円を控除して得た額							

諸手当に関する手引

5 児童手当（平成 24 年 4 月以降）

（１） 概 要	１
（ア） 目 的	１
（イ） 受給者の責務	１
（２） 支給範囲及び支給額	１
（ア） 児童の定義	１
（イ） 支 給 要 件	１
（ウ） その他の支給要件	１
（エ） 支 給 額	３
（３） 所得額の計算及び所得制限限度額	３
（ア） 所得額の計算	３
（イ） 所得制限限度額	４
（４） 支 給 方 法	５
（ア） 手当の支払い	５
（イ） 支給の始期及び終期	５
（ウ） 認定の手続	５
① 認定請求、増額改定	
② 減額改定、支給事由の消滅	
③ 現況の届出	
④ 氏名又は住所の変更	
⑤ 未支払の児童手当の請求	
（５） 法改正に伴う認定等の経過措置	７
（６） そ の 他	８
（ア） 児童手当認定等請求書（届）の記載上の注意事項	８
（イ） 質 疑	８
① 養子に出した子を実父母のもとで養育（同居）している場合	
② 法第 8 条第 3 項の事例	
③ 4 月 1 日付けで公務員となった場合	
④ 4 月 1 日付けで公益的法人等へ派遣された場合	
⑤ 5 月中に新たに受給資格が生じた場合	
⑥ 現況届により前年の所得が所得制限限度額以上となった場合	

（参 考）

法 ：児童手当法

施 行 令：児童手当法施行令

施行規則：児童手当法施行規則

施行通知：平成 24 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」

改 正 法：児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）

5 児童手当（平成 24 年 4 月以降）

（１）概 要

（ア）目 的

法第 1 条

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

（イ）受給者の責務

法第 2 条

児童手当の支給を受けた者は、児童手当が上記（ア）の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（２）支給範囲及び支給額

（ア）児童の定義

法第 3 条

「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学その他の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

施行規則第 1 条

施行通知第 1 第 2 項

なお、「留学その他の理由」とは、留学（日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き 3 年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（日本国内に住所を有しなくなった日から 3 年以内のものに限り、父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

（イ）支給要件

法第 4 条

施行通知第 2 第 1 項

児童手当は、次のいずれかに該当する者（日本国内に住所を有する者に限る。）に支給する。

- ① 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母（支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。）
- ② 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者で、父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）
- ③ 上記①、②のいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

（ウ）その他の支給要件

法第 4 条

施行通知第 2 第 1 項

- ① 児童養護施設等に入所している支給要件児童については、施設の設置者等に支給
- ② 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、生計を維持する程度の高い者に支給
ただし、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合は、児童と同居している者に支給

※1 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいう。しかし、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、児童の生計費の負担という経済的要素は含まないものである。 したがって、勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っているとして認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしているとして取り扱って差し支えない。	施行通知第2第1項
※2 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではない。 したがって、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当するものである。 再び起居を共にするとは、新たに生まれた児童は別として、原則として従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものである。 なお、児童と養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にすると認められる場合を除き、「生計を同じくする」として取り扱って差し支えない。	施行通知第2第1項
※3 「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を支出していることをいうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、児童の所得、児童自身に支給される公的給付のように、児童の所有に属する金銭又は児童の養育費にあてるためのその兄弟等からの送金が児童の生計費の主な部分を占めている場合には、養育者が当該児童についてその「生計を維持する」ものとは認められないものである。	施行通知第2第1項
○父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が監護・生計同一要件を満たす場合の取扱い ア 父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 ↓ <u>一つの家庭の中で受給者が2人以上にはならない。あくまでも、受給者は1人なので、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のいずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者とするかについては、一般的には、家計の主宰者として社会通念上妥当と認められる者をもって該当者とする事となるが、その判断にあたっては、まず父母等の所得の状況を考慮すること。</u>ただし、以下についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すること。	
	法第4条第3項 施行通知第2第1項

- ① 住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）
- ② 児童に係る扶養手当の状況（父母のどちらに支払われているか）
- ③ 健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか）
- ④ 住民税等の扶養親族の取扱い（父母のどちらの扶養親族になっているか）

イ 上記アにかかわらず、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が、その他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、生計を同じくするものとみなす。

法第4条第4項

↓

離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものである。

施行通知第2第1項

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられることから、当該児童と同居している者をもって支給要件に該当する者とするのではなく、児童の生計を維持する程度が高い者をもって支給要件に該当する者として取り扱うものである。

（エ）支給額

①平成24年4月分及び5月分

法第6条

支給要件児童一人につき、次のとおり支給する。

- ア 3歳未満 : 月額 15,000 円
- イ 3歳以上小学校修了前 : 月額 10,000 円（第1子、第2子）
: 月額 15,000 円（第3子以降）
- ウ 中学生 : 月額 10,000 円

②平成24年6月分以降

法第5条及び第6条

- ア 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分までの児童手当は前々年の所得とする。以下同じ。）が所得制限限度額未満である場合
上記①と同じ
- イ 受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合
支給要件児童一人につき、月額 5,000 円（特例給付）を支給する。

法附則第2条

（3）所得額の計算及び所得制限限度額

（ア）所得額の計算

施行令第3条

法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る下記①に掲げる所得の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

ただし、当該市町村民税について下記②左欄に掲げる控除を受けた者は、同右欄に掲げる額を上記により計算した額から控除する。

【所得額の計算式】

法第5条第1項に規定する所得の額 = ①に掲げる金額の合計 - 8万円 - ②に掲げる控除額

①
地方税法に規定する ・総所得金額（※） ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に規定する ・条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の金額

②	
地方税法に規定する	当該控除額
・雑損控除	
・医療費控除	
・小規模企業共済等掛金控除	
・障害者控除	27万円（1人につき）
・特別障害者控除	40万円（1人につき）
・寡婦控除	27万円
・ひとり親控除	35万円
・勤労学生控除	27万円

※ 給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。以下同じ。）を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額

（イ）所得制限限度額

上記（ア）により計算した所得額が、下表の扶養親族等の数に対応する所得制限限度額未満であれば、法第6条に基づく児童手当が支給され、限度額以上であれば、法附則第2条に基づく特例給付が支給される。

※ 「扶養親族等の数」とは、前年（1月分から5月分までの児童手当は前々年とする。以下同じ。）の市町村民税の課税計算上（12月31日時点）での控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

ただし、前年の12月31日において、扶養親族等でない児童の生計を維持していた場合、当該児童は扶養親族等の数の対象となる。

扶養親族等の数	所得制限限度額	備 考
0人	622万円	扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、左記の所得制限限度額に当該老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき6万円を加算する。
1人	660万円	
2人	698万円	
3人	736万円	
4人	774万円	
5人	812万円	

（注）所得制限限度額の算定式は、以下のとおりであり、扶養親族等の数が6人以上の場合も同様に計算する。

$$\left[\text{所得制限限度額} = 622 \text{ 万円} + 38 \text{ 万円} \times \text{扶養親族等の数} + 6 \text{ 万円} \times \text{老人控除対象配偶者及び老人扶養親族対象者の数} \right]$$

施行令第1条

(4) 支給方法

(ア) 手当の支払い

支給期＝毎年2月、6月及び10月（支払期月）

※ ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合は、支払期月でない月であっても支給する。

法第8条第4項

(イ) 支給の始期及び終期

a. 始期＝受給資格者が認定請求をした日の属する月の翌月

b. 終期＝児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月

c. 特例措置

法第8条第2項

事実の発生（出生の日など）の翌日（事実発生が午前0時の場合は当日）から起算して15日以内に届が提出された場合の支給開始は、a.にかかわらず、事実の発生した日の属する月の翌月から支給する。

法第8条第3項

(例1)



※15日以内に提出しているなので、事実のあった翌月から支給

(例2)



※15日を経過して提出しているなので、請求のあった翌月から支給開始

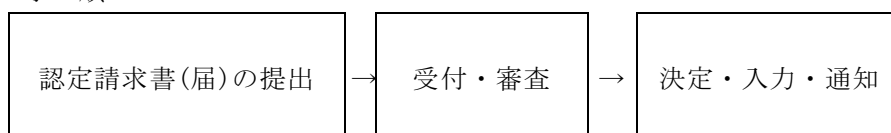
(例3)



※事実の発生が月の初日の場合は、「扶養手当」の取扱いとは違って、翌月から支給開始となるので注意すること。

(ウ) 認定の手続

手 順



①認定請求、増額改定

1) 請 求

児童の出生等により、新たに受給資格が生じたとき又は養育する児童の数が増えたときは、認定請求書を提出する必要がある。

2) 児童手当認定等請求書（届）（様式第1号）への添付書類

※増額改定の場合は、増額の原因となる児童に係る以下の書類

施行規則第1条の4
第2項

事 由		添 付 書 類
受給資格者と児童が同居している場合		①世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの。以下同じ。） ②受給資格者の前年（1月分から5月分の児童手当に係る請求の場合は前々年。以下同じ。）の所得証明書 （増額改定で6月の現況届を提出済みの場合若しくは平成24年4月分及び5月分の児童手当の請求の場合は不要。以下同じ。） ③受給資格者の配偶者の前年の所得証明書 （配偶者が受給資格者の所得証明書において控除対象配偶者となっている場合又は配偶者がいない場合は不要。以下同じ。）
受給資格者と児童が別居している場合		①受給資格者及び別居している児童の世帯全員の住民票 ②監護し、生計を同じくしている事実を明らかにできる書類（監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号）） ③受給資格者の前年の所得証明書 ④受給資格者の配偶者の前年の所得証明書
実子でない児童を養育している場合	養子	①養子縁組を明らかにする書類 ②生計維持・監護していることを明らかにする書類（監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号））
	生計維持・監護している子	生計維持・監護していることを明らかにする書類（監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号））
児童が留学している場合		①海外留学に関する申立書（様式第3号） ②留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） ③留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し等） ④翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）
請求者が未成年後見人の場合		①未成年後見人に係る申立書（様式第4号） ②児童の戸籍抄本
請求者が父母指定者の場合		①父母指定者指定届受領書（児童の住所地の市町村が交付） ②児童が全寮制の学校に在籍している等の事情で父母指定者と同居していない場合は、当該児童の状況がわかる書類（学校の寮への入寮証明書等）
離婚協議中である父母が別居している場合で、法第4条第4項の規定に基づき児童と同居している者が請求する場合		離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書の写し等）

②減額改定、支給事由の消滅 1) 届 出 児童を養育しなくなった又は児童が日本国内に住所を有しなくなったこと等により、養育する児童の数が減ったとき又は支給対象となる児童がいなくなったときは、届を提出する必要がある。 2) 児童手当認定等請求書（届）（様式第1号）への添付書類 児童を養育しなくなったこと等の事由及びその事由の発生日が確認できる書類	施行規則第2条 施行規則第7条
③現況の届出 1) 届 出 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況の届を提出する必要がある。 2) 児童手当認定等請求書（届）（様式第1号）への添付書類 認定請求に係る添付書類と同じ書類	施行規則第4条
④氏名又は住所の変更 1) 届 出 受給者又は養育する児童の氏名又は住所を変更したときは、14日以内に届を提出する必要がある。 2) 児童手当認定等請求書（届）（様式第1号）への添付書類 氏名又は住所の変更が確認できる書類 ただし、新たに児童が留学した場合は、上記①の「児童が留学している場合」と同じ書類	施行規則第5条 施行規則第6条
⑤未支払の児童手当の請求 1) 届 出 受給者が死亡したときに、その者に支払うべき児童手当がまだ支払われていない場合は、その者が監護していた支給対象となる児童から請求書を提出してもらう必要がある。 2) 未支払児童手当請求書（様式第5号）への添付書類 必要に応じて指定する書類	施行規則第9条
（5）法改正に伴う認定等の経過措置 改正法の施行日の前日において平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）に基づく子ども手当の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、法に基づく児童手当の認定があったものとみなし、新たに認定請求を行う必要はない。 この場合の児童手当は、平成24年4月分から支給する。	改正法附則第3条

(6) その他

(ア) 児童手当認定等請求書(届)の記載上の注意事項

- ① 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持すること)をいう。以下同様。)するすべての児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)を記入すること。
- ② 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、留学のため出国した年月を記入すること。(留学中の一時帰国に伴う出国年月でなく当初の出国年月を記入すること。)
- ③ 「生計関係」の欄は、次によって記入すること。
 - 1) 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲む。
 - 2) 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲む。

(イ) 質 疑

① 養子に出した子を実父母のもとで養育(同居)している場合

問 養子に出した子を実父母のもとで養育(同居)している場合、法による「監護」、「生計同一」は、養父母、実父母いずれにあると認定すべきか。

(答)

法第4条に規定する父、母には、実父母も養父母も該当するものであり、養父母が親権を行使することから通常は養父母が監護をしていると考えられるが、本事例のように、実父母が監護しているとみられる場合もあり得る。

このような場合について、実父母のみが法第4条第1項に該当するときは実父母のみが、事情によって養父母も同項に該当するときは、実父母及び養父母のなかで「当該児童の生計を維持する程度が高い者」が受給資格者となると考えられる。

② 法第8条第3項の事例

問 月末に児童が出生した場合、翌月に認定請求が行われるが、この場合、出生の日の翌日から起算して15日以内に認定請求すれば、出生の翌月から支給されるか。

(答)

支給される。

③ 4月1日付けで公務員となった場合

問 児童手当の受給者が民間会社を3月31日付けで退職し、4月1日付けで公務員となった場合の取り扱いはどうなるか。

(答)

児童手当の受給権は、公務員となることで、認定権者が住所地の市町村長から公務員の勤務先の長へと変わり4月1日に消滅するので、4月分までは市町村において支給し、公務員の勤務先では5月分から支給することとなる。

なお、3月31日付けで国家公務員又は地方公務員を辞職し、4月1日付けで国又は地方公共団体の公務員として採用された場合は、国家公務員又は地方公務員辞職後15日以内に請求すれば、4月分は採用先の所属長から支給することとなる。

④ 4月1日付けで公益的法人等へ派遣された場合

問 4月1日付けで「公益的法人等への派遣等に関する条例」に基づき、公益的法人へ派遣された場合の取り扱いはどうなるのか。
また、4月1日付けで公益的法人派遣から県に復帰した場合の取り扱いはどうなるのか。

(答)

公益的法人等へ派遣された場合の児童手当の受給権は、認定権者が県知事から住所地の市町村長へ変わり4月1日に消滅するので、4月分までは県において支給し、5月分からは市町村において支給することとなる。

したがって、4月末までに当該職員の住所地の市町村に認定請求を行うことにより、中断することなく手当が受給されることとなる。なお、提出が遅れた場合は、提出した日の属する月の翌月からの支給となるので、留意すること。

公益的法人等から県に復帰した場合は、市町村からの受給権は4月1日に消滅するので、5月分以降の手当を受給するためには、4月末日までに県知事に認定請求を行う必要がある。

⑤ 5月中に新たに受給資格が生じた場合

問 5月中の児童出生等により新たに認定請求する時に、所得証明書の添付が間に合わない場合はどのように取り扱うのか。
また、この場合も現況届の提出が必要か。

(答)

5月中の事実発生に伴う6月分からの支給に係る新規認定請求を行う場合、市町村によっては認定請求時に所得証明書の交付が始まっていない場合がある。

この場合、まず認定請求書は提出し、後日所得証明書を提出することとなる。(事実発生日から15日を経過した後に請求した場合、請求を受け付けた日の属する月の翌月からの支給となるので注意すること。)

なお、この場合については、現況届の提出は不要となる。

⑥ 現況届により前年の所得が所得制限限度額以上となった場合

問 児童手当(本則額)の受給者が、現況届により前年の所得が所得制限限度額以上となった場合、特例給付(法附則第2条給付)への切り替えはいつから行うのか。

(答)

現況届による児童手当から特例給付(又は特例給付から児童手当)への切り替えは、施行令第14条の規定に基づき、6月1日に認定請求があったものとみなし、法第8条第2項の規定にかかわらず6月分から特例給付(又は児童手当)の支給を始める。